

令和 7 年 度

長 崎 市 公 営 企 業 会 計
決 算 審 査 意 見 書

長 崎 市 監 査 委 員

長 監 第 2 6 号

令和 8 年 7 月 1 7 日

長崎市長 鈴木 史 朗 様

長崎市監査委員 小 田 徹

同 三 谷 利 博

同 永 尾 春 文

同 山 崎 猛

令和 7 年度長崎市公営企業会計決算の審査意見について

地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により審査に付された令和 7 年度長崎市公営企業会計（水道事業会計及び下水道事業会計）決算の審査を行ったので、その意見書を提出します。

目 次

第1	審査の対象	7
第2	審査の期間	7
第3	審査の方法	7
第4	審査の結果	7
第5	審査の概要及び意見	8

令和7年度長崎市公営企業会計決算審査意見書

第1 審査の対象

令和7年度長崎市水道事業会計決算

令和7年度長崎市下水道事業会計決算

第2 審査の期間

令和8年5月30日から同年7月17日まで

第3 審査の方法

審査に当たっては、市長から送付された各事業会計の決算報告書、財務諸表及びその他の書類が、地方公営企業関係法令に基づき適正に作成されているか、また、その事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかを検証するため、会計帳票及び証拠書類との照合、関係資料の収集、関係職員に対する質問等を実施した。

また、予算の執行状況について審査し、さらに経営内容の動向及び財政状態の推移を把握するため、計数の分析を行い前年度と比較考察を行った。

第4 審査の結果

長崎市監査基準及び監査結果の事務処理に関する規程に基づき審査を行った。

その結果、各事業会計の決算報告書、財務諸表及びその他の書類は、地方公営企業関係法令に基づき適正に作成され、計数は関係諸帳票と符合し正確であり、経営成績及び当年度末の財政状態を適正に表示していると認めた。

また、予算の執行についても、適正に執行されていると認めた。

審査の概要及び意見は、次に述べるとおりである。

第5 審査の概要及び意見

1 水道事業会計

業務実績については、主に前年度に比べ給水人口が 5,005 人減少したことに伴い有収水量も 439,156 m³減少している。

経営成績については、主に営業収益における給水収益の減少及び営業費用における委託料等の増加により営業損失が増加した結果、当年度純利益は、前年度に比べ 2 億 4,447 万円減少し、6 億 6,076 万 7 千円となっている。

財政状態については、企業債残高は減少してきており、財務分析の指標は引き続き健全な状況である。

また、キャッシュ・フロー計算書においては、投資活動及び財務活動の資金が業務活動の資金で賄われており、資金期末残高は、約 135 億円となっている。

本年度は、令和 7 年度から令和 16 年度までの 10 年間を計画期間とする長崎市上下水道事業マスタープラン 2025（以下、「マスタープラン」という）の開始年度であるが、純利益は一定確保できており、企業債の残高についても計画的に縮減されている。

以上のとおり、水道事業の経営にあたっては、良好な経営状況を維持してきたところであるが、人口減少に伴い給水収益が減収する一方で、物価高騰による委託料や施設の老朽化による修繕費の増加など、経営環境は令和 6 年度に比べ厳しさを増している。そのため、料金水準の妥当性を示す経営指標である料金回収率は 100.3%まで低下している。

このような中、主な施設の整備状況として、当年度に更新した老朽管等の延長率を示す管路更新率は 0.26%であり全国平均を下回っているものの、市民生活への影響が大きい基幹管路の更新を優先的に実施しながら、管路の耐震化や漏水防止対策等を図っている。

さらに、経営改善に向けた取り組みとして、長与町と共同で新たな浄水場を整備し、老朽化した浄水場を廃止することで、更新費用の縮減と経営基盤の強化を図る「新浄水場共同整備事業」が開始されるとともに、厳しい経営環境の中、安定した収入の確保を図るため、マスタープランの投資財政計画において、収支不足額が見込まれる令和 11 年度からの料金改定の検討が進められているところである。併せて基金を有効活用するため条例の見直しについても検討されたい。

マスタープランに掲げる基本理念「信頼とともに持続可能な未来をつくる上下水道」に基づき、効率的・効果的な事業運営に向けて、施設の集約化、維持管理費の縮減、規模の適正化に努め、経営の健全化など基盤の強化を図るとともに、施設を活用した新たな収入の確保についても検討し、安全な水道水の安定的な供給に努められたい。

2 下水道事業会計

業務実績については、主に前年度に比べ処理区域内人口が 3,503 人、水洗化人口が 1,484 人、それぞれ減少して有収水量も 342,250 m³減少している。

経営成績については、主に営業収益における一般会計負担金の減少及び営業費用における委託料等の増加により営業損失が増加した結果、当年度純利益は、前年度に比べ 1 億 8,169 万 9 千円減少し、10 億 6,712 万円となっている。

財政状態については、企業債残高が令和 7 年度末現在、約 473 億円となっているものの、その額は年々着実に減少している。また、キャッシュ・フロー計算書においては、投資活動及び財務活動の資金が業務活動の資金で賄われており、資金期末残高は約 141 億円となっている。

本年度は、令和 7 年度から令和 16 年度までの 10 年間を計画期間とする長崎市上下水道事業マスタープラン 2025（以下、「マスタープラン」という）の開始年度であるが、純利益は確保できており、企業債の残高についても計画的な縮減により順調に推移している。

以上のとおり、下水道事業の経営にあたっては、良好な経営状況を維持してきたところであるが、今後も人口減少に伴う水需要の減少により下水道使用料の増加が見込めない中、施設の老朽化により、施設の整備・更新に多額の事業費が必要な状況となっている。

このような中、老朽化した中部下水処理場の廃止・解体に伴う西部下水処理場への統合や、集落排水処理施設の公共下水道への統合、し尿処理施設の共同化など、市全体において効率的かつ安定した汚水処理を行うため「下水道施設統合整備事業」に取り組まれているところである。

また、令和 7 年度においては、下水道施設の効率的な運営・管理を目的としたウォーターPPP 導入可能性調査を実施しており、老朽化した施設の計画的な更新工事の推進や、人口減少に伴う施設規模の適正化など、下水道事業が抱える課題の解消に向けて新たな動きが開始されたところである。

マスタープランに掲げる基本理念「信頼とともに持続可能な未来をつくる上下水道」に基づき、将来にわたって市民生活に欠かすことができない必要なライフラインとして、今後とも効率的・効果的な事業運営に向けて、老朽管の更新、施設の集約化や規模の適正化に努めるとともに、各事業の着実な実施に努められたい。